

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「5,602,287円」を「6,123,537円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄 I T 津梁パーク施設企業集積施設2号棟に駐車場を整備すること等に伴い、その使用料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。